医療費･医療手当を申請するのに必要な書類

Ⅰ　アナフィラキシー等の即時型アレルギー*の場合

（1）　医療費・医療手当請求書

（2）　受診証明書

（3）　領収書等（医療費を自己負担した金額がわかるもの）

（4）　様式６－１－１

（5）　当該予防接種を受けた年月日を証する書類（予防接種済証）

*接種後４時間以内に発症し、接種日を含め７日以内に治癒・終診したものに限ります。また、症状が接種前から継続している場合や、ワクチン接種以外の原因によると医師が判断した場合は含めません。

Ⅱ　アナフィラキシー等の即時型アレルギー以外の場合

（1）　医療費・医療手当請求書

（2）　受診証明書

（3）　領収書等（医療費を自己負担した金額がわかるもの）

（4）　疾病の発症年月日及びその症状を証する医師の作成した診療録
（サマリー、検査結果報告、写真等を含む）

（5）　当該予防接種を受けた年月日を証する書類（予防接種済証）

上記書類のうち、(2)、(4)につきましては、受診された病院へお問い合わせください。(手数料につきましては救済制度の給付対象とはならず、自己負担となります。)

※予防接種健康被害調査委員会(明石市)や疾病･障害認定審査会(国)より、過去の受診歴についての診療録(有料)を求められる場合があります。(手数料につきましては救済制度の給付対象とはならず、自己負担となります。)